

[事案 2023-126] 契約内容確認請求

・令和6年7月11日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載されているとおりの契約内容であることの確認を求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年2月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下等の理由により、設計書に記載されているとおりの契約内容であることを確認してほしい。

- (1)設計書には、健康祝金、介護年金年額、確定年金の累計額、死亡保険金が記載されており、本契約は、その金額と配当金を合わせた金額の支払いを保障していたはずである。
- (2)52歳の時に10年間の定期保険特約を減額した。そのため、保険料の支払いは81パーセントに減額され、受取額も81パーセントに減額されるはずである。したがって、保険会社は、設計書記載の合計額の81パーセント相当額を支払う義務がある。
- (3)60歳を迎える前のタイミングで保険会社の担当者が訪問してきた。担当者は、本契約によって支払われる予定の金額は解約返戻金額と変わらない、健康祝金は廃止された、介護年金と確定年金のいずれかになるなど、設計書の記載と異なる説明をした。
- (4)設計書には、「プラス」「確定」と記載されているのに、受取金額が減額されるのはおかしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書に記載されている金額等は、配当金はその支払いを約束するという性質のものではないことを前提に、一応の目安として、その前年度決算の配当実績値を用いて、配当率・積立利率が維持されると仮定して計算した場合の金額を記載したものにすぎない。
- (2)設計書に記載の受取年金年額等は、いずれも金額の前に「約」という表記がある概算表示であり、「必ずお読み下さい」の欄には、「配当金は変動（増減）します」「配当金には、積立配当金と特別配当金があります。将来お支払いする配当金額は、現時点では確定しておらず今後の経済情勢などにより変動（増減）いたしますので、将来のお支払額を保証するものではありません」などと記載されている。
- (3)当社は申立人に対し、年に1回、契約内容通知文書を送付し、契約内容、積立配当金の金額、当年度配当金の金額および適用利率を通知していた。
- (4)申立人は、平成26年に定期保険特約を更新しなかったため、同特約は消滅した。申立人が同特約を減額した事実はない。同年、申立人は、傷害特約、災害入院特約および入院特約を総合医療特約に変更し、その後、令和4年に同特約を解約した。
- (5)申立人に対し、健康祝金は大分前に廃止になったと説明したことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。